

零細農耕の形成過程

誌名	農村研究
ISSN	03888533
著者名	保志,拘
発行元	東京農業大学農業経済学会
巻/号	45号
巻号補足	
掲載ページ	p. 24-33
発行年月	1977年9月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



零細農耕の形成過程

保 志 恂

はじめに

筆者は、かつて、戦後の日本農業の衰退と、危機構成の歴史的要因の一つとして、零細農耕をとりあげた¹⁾。零細農耕という生産構造は、分割地所有や、厳密な小農範疇以前の歴史的段階のものであって、この止揚ということなしに、日本農業に発展的展望なしと論じたのである。農地改革は寄生地主的土地所有の止揚という土地改革を達成したのであるが、生産構造としての零細農耕の近代化を達成させることは出来ず、したがって農業革命を達成させたものと評価することは出来ない。

戦後の日本資本主義は、鉄鋼・機械工業を基軸として、高度成長を遂げ、「経済大国」の仲間入りをしたと自讃されているが、しかし、その犠牲として農業の衰退があった。零細農耕という前時代的生産様式においては、工業の高度成長に対応する生産力を形成することは不可能であった。戦後の日本資本主義はかくてきわめて、いびつな構造をもつ。世界の最前線に立つ生産性を備えた巨大鉄鋼業と、片や資本主義国の中で、最もおくれた農業との結合体、この蓄積メカニズムを格差・強蓄積構造と呼んだのである。

零細農耕は戦後日本経済社会の体質を決定する一基盤をなしているともいえる。零細農耕は農業への高度労働手段の効率的適用を妨げる。このことは農業生産力の発展を阻止する基本要因となっているのであるが、それと同時に、この労働手段の低位・非効率をカバーするために、多就業、過重・苦汗労働の体制をとるのである。自己の肉体

の過度の酷使によって、労働手段の非効率を補うというこの体質は零細農耕に本質的なものであって、戦後の日本農法をも規定している。現在においても、農民の現実的労働時間を前提にすると、農民の労働の価値評価はきわめて低いものがあり、このことが戦後の低賃銀体制の基盤をなしているともみられるのである。労働力酷使は又地力収奪と結合している。この点については、既に鋭い指摘をもった著述があるので、ここでくりかえす必要はないであろう²⁾。

この零細農耕という生産構造について、多面的な角度からの範疇的検討を行うことは、戦後日本農業、あるいは戦後日本資本主義、あるいは戦後日本文化を理解する上にきわめて重要なことといえる。本稿では、その中、零細農耕の形成過程についての歴史的検討を行ってみたい。というのは、筆者はかつて零細農耕の歴史的な性格についてふれて次のように述べた。「この零細農耕は原始アジアの起源を持ち、西欧におけるごとく、労働奴隷制での集団労働によって止揚されずに幕藩体制下にヒエラルヒッシュな体制として編成された。」³⁾と。この表現には不十分な点もあるがしかし、基本的にこんなふうに考えているのである。このことの含意を以下展開してみたいと思う。

注 (1) 拙著『戦後日本資本主義と農業危機の構造』御茶の水書房、1975年。

(2) 加用信文『日本農法論』御茶の水書房、1972年。

(3) 拙著『前掲書』63頁。

1. 零細農耕の成立条件の検討

わが国における零細農耕の成立の時点としては

ごく常識的にはその起点を鎌倉室町時代におき、徳川幕藩体制に求めるのであろう。それは零細農耕を日本型家族労作的小経営の経営技術構造と捉える視角からそうなるのである。幕藩体制下に技術の性格の労働集約的方向、農耕単位の小規模化の傾向は明確となる。およそ1ha単位の単婚小家族を基準とする石高制の体制が整備される。基本的耕耘手段が鋤、鋤となり、犁耕は後退する。

この時点に成立した零細農耕・労働集約的農法形成の根拠については、従来歴史家によって如何に説明されているであろうか。このような農耕単位小規模化傾向は、西欧の農耕単位大規模化傾向と顕著な対比をみせるが故に、外人の眼に強く意識されるごとく、T・C・スミスはこの点について次のように設問している。「技術の変化があたえたもっとも根ぶかい影響は、農耕単位の小規模化の傾向を生んだということであった。(中略)何故に家族労働力だけで行われるような農耕単位の限界をこえ、労働力の範囲を押し広げて、もっと大規模な農耕単位を作り上げていくような方向をとらなかったのであろうか。」¹⁾

スミスはまず人口の増加がその要因となっているかを問うて、大量の人口増加は1725年よりも前から始まっているが、保有地の小規模化傾向がもっとも顕著に現われてくるのはそれよりも後のことであるとして、それに求めることが出来ないとする。スミスは、そこで第一の要因として技術の変化をあげ、それが農耕の作業をますます複雑にするようなものであったことを指摘する。すなわち、除草、種籾の選別、列を正して植える田植え、強力で高価な肥料の使用、水田の底均し、霜害防止のための水の利用、などの技術の複雑化は、特殊化された知識と熟練を、細部にわたる注意の集中を、自発性と判断力を要求するようになった。

「旧型大経営」は世襲奉公人、名子、臨時の手伝いなど、成員の不均質な集団であり、これに対して、小規模編成の労働力は、多くのばあい核家族と正確に一致しており、緊密で訓練された均質な社会集団であった。ここでは成員の自発的努力にはるかに大きく依存することが出来たし、農耕の

単位は一定の小さな規模を越えると、そのあとは大きくなればなるほど効率が落ちるという傾向が生れたとする²⁾。

T・C・スミスは第2の要因として労働経費の永続的な上昇傾向をあげ、これが第一の効果を一層高めたとする。外部における高賃銀の牽引力のまゝに大規模編成の労働力は敗北したとする。

スミスのばあい、問題意識は大変興味深いのであるが、その技術的变化の説明においては、まだ抽象的であって説得力に弱い。この頃の技術的变化にかんしては、古島敏雄の業績³⁾に基づいた安良城盛昭の説明⁴⁾が基本的労働手段の変化から問題を解説してより明確であるといえよう。

安良城は、「名主」《家父長的奴隷制経営》は牛馬を所有し犁耕を行っていたのに対し、徳川時代初頭の小農民が基本的に牛馬を所有せず専ら鋤・鎌の人力農具によって農業経営を営んでいたという認識から出発する⁵⁾。ただ、この認識は、今日の研究段階において必ずしも定説とはいえないようである。「名主」の犁耕は、基本的耕耘手段であったというよりはむしろ荒地の耕地化過程に用いられたとみる見解がある⁶⁾。また、小農民が基本的に牛馬を所有しないとする点も、代掻きには畜力が用いられていたと考えられる。

しかし、そうした点をしばらく措くとして幕藩体制成立の時点における小農民は基本的に鋤・鎌の人力農具を技術的基礎とする農法の定型を成立せしめたことはたしかなことである。この農法の積極的意義は次のように説明される。即ち、室町時代を通じて、畑作において2毛作、3毛作が一般的に普及し、水田裏作が端緒的に成立してくる。水田の1石水準は水の肥料運搬機能に依存して無肥料連作が可能であるが、裏作が入れば地力維持上有肥農業であり、刈敷を主とし、人糞尿や、厩肥がこれを補ったのである。有肥農業にとって、耕耘も一定の^{ふかおこし}深耕が要求される。さて、この深耕は、近代農業の範疇である深耕には及ばないのであるが、深耕不可能な名主経営の長床犁よりは、鋤の方が相対的に深耕可能なのであった。そして鋤・鎌が戦国時代末期に安価に入手しうる条件が

形成されたことにより、この技術体系が定着したとするのである。

かくて鋤と鎌の労働手段の体系は、小規模労働集約的経営を有利ならしめ家父長制的奴隷制の「大経営」が解体し、そのもとの「下人・所従」の自立化が分散錯圃の耕地形態を必然化せしめたとするのである。

ここで問題なのは、一たん犁耕体系にもとづく「大経営」が成立したというところであり、そのような大きな歴史的逆転があり得たのかどうかということである。第2には、長床犁が浅耕であるから鋤耕に移行するとするが、いま一つの可能性は、犁耕それ自体が深耕可能な方向にすすむことであろう。その方向に進まなかったということ、犁耕の非展開は、犁の構造の伝統的要因＝長床犁のみで説明し切れようか、ここではもう一つ、わが国におけるアジアの共同体の解体の構造的要因を考慮せざるをえないのである。すなわち西欧の古典古代形成を媒介したとき、古代的分割地所有の形成としての私的所有の成熟があったとすれば、共同体の分解は、労働奴隷制的な大経営を展開せしめ、そこでの農法は、別個の伝統を形成して農奴制をも規定したであろう。そうならなかった要因はどこにあるか。小稿で検討したいのはこれらの点である。

注 (1) Thomas C. Smith, *The Agrarian Origins of Modern Japan*, Stanford University, Stanford, California, 1959. 大塚久雄監訳『近代日本の農村的起源』156頁、岩波書店、1970年。

(2) 同上書、157頁。

(3) 古島敏雄『日本農業技術史』(上・下)時潮社、昭和24年刊。

(4) 安良城盛昭著『幕藩体制社会の成立と構造』(増補版)1964年3月、御茶の水書房刊。

(5) 同上書、211頁。

(6) 戸田芳実著『日本領主制成立史の研究』岩波書店、1967年。

2. 零細農耕農法の原型と展開

前述のごとく、幕藩体制下に零細農耕を成立せしめた技術的基礎は、手工業的道具の体系として

の、鋤、鋤、鎌、であり、手耨耕であった。もっとも代掻には畜力が用いられていたと思われるのだが。

鋤、鋤、鎌を道具とする農耕様式はすでに弥生式時代の前期にみられ、わが国における水稻耕作の発祥と共に古い。3世紀から5世紀にかけて弥生式時代の中期末において、開墾土木的機能の強い「鉄製打ちグワ」と稲収穫や草刈用具としての「直刃の鉄鎌」が出現し、少しおくれて鉄製マグワが現われ、開墾過程と収穫過程とに鉄器の使用が始まったとみられている。即ち、都出比呂志の考証によれば¹⁾ 弥生時代中期以降古墳時代前半期に出土するクワの大部分は刃幅6～12cmのものが多く、これを現用例に求めると、「トグワ」「撥グワ」と呼ばれる開墾、土木に使用する刃幅の狭いクワである。都出は自らの実験によってこの種の鉄衣着装のクワは水田の泥土の攪拌、移動等の耕作作業に適するものでなく、硬土の掘りおこし、開墾土木作業に有効なものであることをたしかめ、普通の「平グワ」と区別して「鉄製打ちグワ」と名付けた。

次の画期となるのは5世紀初頭から中葉にかけてであり、「鉄製打ちグワ」に代って、「鉄製U字形クワ・スキ」が出現し、開墾土木用具だけでなく耕作具にも鉄器化がすすみ、直刃鉄鎌に代って「曲刃の鉄鎌」があらわれた。すなわち、この段階の出土の鉄刃は刃幅10数厘以下のものと以上のものとがあり、前者の中には「打ちグワ」として使用されたと推定しうるものもあるが、全体としては、木製平グワ(踏みスキ)の刃幅に近づいており、打ちグワにはもちろん、平グワや踏みスキの先端部に着装されたと考えられる。ということは鉄製打ちグワと同じく、開墾・土木用具にも使われたと共に、水田の泥土の攪拌や移動にも適する耕作用具としても使用されたとみられる。

「鉄製打ちグワ」はわが国独自のもののごとくであるが、U字形クワ・スキは三国時代南鮮に出土品の類例があり、朝鮮での、アワ・ムギ栽培中心の農耕の下で発達したものであり、これが日本のお米農耕技術の伝統に適合するまでには一定の期

間を要し、7世紀まで待たねばならなかったとみられている。

この農具の発達と対応する耕地立地条件の変化について八賀晋の研究がある²⁾。八賀は遺跡の分布関係と沖積地土壌類型を関連づけ三類型、三段階に分類した。すなわち、地下水型、中間型、表面水型がそれである。地下水型は、強グライ土壌、グライ土壌群を中心に泥炭質土壌群などグライ層の出現する地下水位の高い還元状態の強いところに存する湿田経営であり、谷形地の凹地、後背湿地などに限られる。初期水稻耕作の開始期に集中するが、水の供給が容易であった反面、還元土壌のため分解不良の有機物が多く、劣悪な水田条件である。

中間型は灰色土壌群を主体とした半湿田経営の時期であり、畿内など先進地において弥生式時代中期からこの土壌群に開発が進む傾向が著しく、4世紀末～5世紀前半頃までの古墳時代前半期の水田耕作の基盤となったとされる。この段階では、排水を主とする人工・水管理が要求される。灌漑については、土壌の半湿田性の上に立って溜池の造作など谷水の管理が主体であるという。

これに対し、表面水型は、灰褐色土壌、黄褐色土壌群など最も生産力の高い乾田経営の行われる段階である。この土壌は、大規模な用水施設なくしてはとうてい水田化出来ない土壌であり、先進地域では4世紀末頃より開始されるが、後進地域では5世紀前半から、更に6世紀から行われる地域もあるという。

U字型クワ・スキの普及した段階は、表面水型の耕地立地条件の形成に対応するのであって、純低湿地農耕から乾田・畑をも含む農耕(アワ・ムギ栽培の一般化も行われる)への飛躍、鉄器の耕作過程への投入、根刈り農法の開始(したがって、田植えの存在も考えられる)の時期である。いわば、日本農法の原型の形成された時期といつてよいであろう。この農法の担い手は、アジア的共同体集落的集団労働の解体過程に生成してきた世帯共同体であるとされている。この担い手の問題についてはのちにふれたいが、幕藩体制下单婚小家族の担っ

た鋤耕を基礎とする農法の原型が、ここに形成されたことを確認しておかねばならない。

鉄製の鋤・鋤・鎌という手労働の体系に対し、犁耕の存在も推定されている。都出比呂志は、5世紀中葉に新しい鉄製農具群が朝鮮三国時代の鉄製農具の技術体系として、U字形スキ、曲刃鎌、鉄製マグワと共に鉄製犁をも含んでいたとすれば、現存する資料では、7世紀までしかさかのぼれない犁の日本への導入も5世紀代に行われた可能性もあると述べている³⁾。

古島敏雄によれば古代の犁はスキ・サキと犁身のみの無床犁であった。それが奈良朝末から平安中期にかけて新しく犁耳=撥土板をもった効率のよい一種の長床犁が有力農民層に一般化し、平安中期以降は一般農民層に漸次普及したとされている⁴⁾。名主経営における犁耕の一般化を一段階として据え、末端における精密な用水管理とあいまって、田植え根刈り農法の展開をみるのである。名主経営を家父長的家内奴隷制の経営ととらえれば、この農法との照応関係が推定されうる。このとらえ方からすれば日本の農法は、鋤・鋤・鎌=古代→長床犁耕=中世→鋤耕(深耕)=近世、といった推転をしたものとなる。これに対し、戸田芳美は平安時代の耕地の存在形態の検討のなかから、この段階の犁耕の存在意義について新しい知見を打ち出した⁵⁾。すなわち、平安時代の耕地には、旱災に会うか、或は地力消耗回復のために、「かたあらし」と称して、計画的に耕作と休耕と循環させる半耕地半荒地が存在したとみる。律令制に「易田」とあり、地力の劣る土地を一年おきに耕作して休耕中に地力を回復しなければならない土地があったが、それと同一系列においてみる。ただ、戸田芳美はこれを当時の鉄製農具の普及状態から、二圃制というような安定した耕地の体系とはみない。不安定耕地という概念の下に、むしろ流動的な耕地状態をみる。因に、中世初期の村落共同体規制をこれと関連させ、耕作中は「しめ」によって私的占有を保障し不耕地は「しめ」をはずして共同用地にするという形態が想定されているのである。かくて、この段階の農業経営にとって、

「不安定耕地の安定耕地化」ということが重要な課題であり、田堵層（有力農民層）は、多数の下人の労働力の編成、農具、施設、役畜、大量の蓄稻などの整備によって、指導的役割を担ったとする。在家の一般農民層が、「家父長制家族共同体」という複合家族的な構造をもっていたのもこれと関連があるのだが、この農民層は、有力農民層と一定の依存（＝従属）関係をもたざるを得なかった。犁耕の意義もこのような耕地条件との関連でとらえられ、一般に田をすきかえすことにとどまらず、多くの年荒地を毎年あらためて耕地化するという役割が大きかったととらえられる。一つの根拠として『倭名類聚抄』が犁を「墾田之器也」としていることがあげられる。

不安定耕地の安定化と共に、有肥多毛作的集約農法への移行がはじまるのであるが、その時期は一般的には鎌倉時代とされていた。しかし、河音能平の研究によれば、1118年に2毛作の起源を示す文書が見出され、その起源は更にさかのぼれるようである⁶⁾。12・3世紀の荘園体制の下において不安定耕地の状態の中で、小面積ながら毎年耕作される安定耕地があり、裏作も行われ始めていたが、裏作への積極的とりくみを始めたのは、むしろ下層農民であったと指摘される。鎌倉時代に一般化する2毛作の担い手が自立化せんとする所従、下人などの零細下層であったことは、すでに明らかにされていることである。

このようにみてゆくと、中世において名主経営を担い手とし、長床犁を技術的基礎とする一種の「大経営」農法が行われていたというふうに考えるのは、少々無理のようである。歴史家は、この段階の経営に「大経営」という概念を安易に附して使い過ぎるように思われる。大経営と云い得るには、それだけの技術的基礎と規模、定型化された再生産構造が要求されよう。不安定耕地という耕地条件のもと、無肥料で、雑草防除は手取りという原始技術で、有肥農業への移行と共に、犁耕が鍬耕へ転換（というより、中世に、犁耕で鍬耕が完全に駆逐されていたとはみられないのではないか）という薄弱な基盤は、家父長制家族の集団労働が、な

お、アジア的共同体の集団労働の延長線上にあるものと解した方が適当であると思われる。

この点をより明確にするために、ヨーロッパ大経営農法の原型となった、B.C. 2世紀から1世紀頃を頂点とする、ローマ、ラティフンディウム *Latifundium* の大経営、その農法的内実について、若干の比較史的考察を行なってみたい。*Latifundium* においては、農場経営 *Villa* と牧場経営 *Saltus* とにわかれるが、前者は500 *Jugera* (約106町) を最高とし、後者では800 *Jugera* (500エーカー) を最低とするといわれる。

農場経営においては農業労働は *familia rustica* の奴隷団によって行われた。奴隷団の首長が管理人 *Villicus* で、その下に賄方、女執事 *Villicus* がおり、次に若干数の犁を曳く者 *fubalci* と通常の農業奴隷、騾馬曳き、豚飼、羊飼などから構成されている。又農繁期、例えば収穫期には雇傭労働者が用いられた。その構成は、およそ200 *Jugera* の農場で、*Villicus* 1名、*fubalci* 2名、農業奴隷6～9名で、耕牛は2連牛を用いている⁷⁾。

このような大経営において行われていた農法はどのようなものであったか。ヴァージルの『農耕詩』は次の様に述べている。「いざ強靱な牛に肥沃な土壌を年の初めから直ちに掘り返させよ、而して塵埃にむせる夏に、その旺盛な連日の太陽の光を以て曝され横たわる土壌を焼きほぐさせるとよい。」⁸⁾ 夏季に深耕を何回もして強い太陽光線にさらすということはローマ地方のアルカリ性土壌に対して、地力回復に有効であったらしい。その意義はさらに「肥沃な土地の場合には、雑草が歓喜に湧く穀物を傷つけないようにするためであり、痩せた土地の場合には乏しい水気が不毛の砂地を見棄てることのないためである」⁹⁾ との叙述でわかる様に、雑草防除であり、保水であった。つまり、夏季休閑耕を行い、宿根性雑草の根を掘り返して太陽にさらして焼きつくすのである。この *Summer fallowing* は、中世三圃農法に確立される。又土壌構造を耕耘によって団粒化することにより保水の機能ももつ。又、「えんどう」や「はうちまめ」などの豆類茎稈を小麦作の前に鋤き込み、

緑肥化していたごとく、すでに有肥農業である。休閒期間は、1年乃至2年おいていた。

このような深耕(2 feet, 60cm)をするためには、用いる犁も「曲がった犁」といわれる近代犁の原型をなすような無床犁であり、後期には車輪もついて、2連乃至3連牛という馬力を必要としたのである。又耕地条件として、アルカリ性土壌の排水が問題であり、すでに暗渠排水(一種の土管暗渠、2mの深さ)が存した¹⁰⁾。

このようなローマ農法=生産力体系は、封建社会においても三圃農法における共同犁耕・Summer fallowingとして展開される。そして近代大経営農法として高度に止揚される。近代農法の確立に貢献したタル(Jethro Tull)の馬耕農法(Horse Hoeing Husbandry)などにおいてローマ農書が批判的に再検討されている所以もここにある。

このような大経営農法と対比するとき、中世の名主経営の農法は「不安定耕地」上の未成熟なものであった。雑草防除において、ローマ農法では連畜という強馬力の休閒耕がこれをなし、わが国では手取苦汗労働である。ローマ農法では緑肥犁き込みでの地力維持が行われるのに対し、名田経営ではなお無肥料である。耕地安定化と共に、鋤耕が集約農法をになってあらわれてくる。これを可能にした一根拠に、水田がある。水の肥料運搬機能、土壌耕耘代替機能などが、無肥料犁耕未展開・鋤耕基盤と関連していよう。また、その背景には生産力段階的な鉄鋤業における差異がある。と同時にここで、農業共同体の分解の深度という構造的問題にも想到せざるを得ない。分解が深化し経営規模が拡大するならば、犁耕展開を促進しようがそれが妨げられるばあいは逆である。そこで以下、共同体の分解と鉄生産力構造の問題について考察を加えたい。

注 (1) 都出比呂志「農具鉄器化の二つの画期」『考古学研究』13巻3号所収、1967年。

(2) 八賀 晋「古代における水田開発——その土壌的環境」『日本史研究』96号、1968年3月。

(3) 都出比呂志「前掲論文」。

(4) 古島敏雄『日本農業技術史』(前掲書)。

(5) 戸田芳実「中世初期農業の一特質」『日本領主制

成立史の研究』(前掲書)所収。

(6) 河音能平「2毛作の起源について」『中世封建制成立史論』1971年、東京大学出版会、所収。

(7) Cato *De Agricultura*, 180 B. C.

(8) ウェルギリウス『田園詩、農耕詩』(越智文雄訳)。

(9) 同上書。

(10) 拙稿「華北旱地農法展開の論理」、農法研究会編『農法展開の論理』1975年、御茶の水書房。

3. 農業共同体分解の形態

前項で提起したわが国における農業共同体分解の形態を考えてゆく上で、石母田正が律令制形成のメカニズムを論じて述べていることが示唆的である。すなわち、6世紀以降鉄製農機具の所有において、世帯=家が所有主体として確立せず、「世帯の自立化の傾向は、そのまま家族共同体の解体を意味せず、反対にその構造の変化、すなわち家父長制的家族共同体への転換を示すにすぎない。」¹¹⁾ という指摘である。世帯の自立化が共同体の解体に帰結せず、むしろ構造変化、すなわちヒエラルヒッシュな共同体の再編に帰着してゆくというメカニズムは、古代専制国家にみられるのみでなく、その後の歴史展開を通じて、日本社会の底辺の構造であるといつてよいかもしれない。

石母田によれば、この段階における共同体再編の根拠は、在地首長の権力が集落の再生産の客観的諸条件の有機的構成部分として内在することによって説明される。在地首長制というカテゴリーについて議論もあるところであるが¹²⁾ 基本的に説得力があるように思われる。在地首長の直接生産者への関与と把握の形態としては、人工灌漑、賦田制および班田制における戸の再生産、出挙制などの諸契機があげられる。曰く、「民戸の農業生産の前提条件としての人工灌漑施設の造営と維持が、個々の戸およびその共同体を越えた首長の徭役賦課権と富とに依存しており、それによって開墾された土地の分配がまた労働力の最小限の単位としての戸の再生産を保証するように、首長または国家によって規制されており、そこにおける民戸の再生産は出挙制による春夏二季の種籾および食料の貸与によって補われるという関係はこの農

業社会における共同体または人民の生産力の低さによって規定されている。」³⁾「首長の地位と機能人格とは個々の世帯または集落の再生産の外部にある存在ではなくして後者の再生産の客観的諸条件の有機的な部分として内在し、その共同体の生産力自体を体現するものとして存在するのである。首長は豊饒をもたらす特殊な呪術的靈感＝タマ (mana) をそなえた人格としてそれ自体最大の生産力にほかならない共同体組織を代表する。」⁴⁾

首長制の地域的権力成立の基礎には、この段階の耕地条件の変化があった。弥生式時代には低温地、谷水田など地下水位の高い湿田に分散的な定住が行われていたのに対し、この段階では、吉井川、吉野川など沖積低地への進出があり、そこでの水田開発、定住には小集落の範囲をはるかに越えた集団の共同労働による灌漑排水の水利工事が必要とされた。このような用排水路の開発は、首長制権力の物質的土台をなすものであり、それを媒介として直接生産者の再生産条件に対する関与が規定されるのである。かくて生産力の発展が共同体からの戸の解放をもたらすのではなくむしろ新しい隷属を生み出しているのである。

このような河川沖積地の開拓と定住の拡大、又、この段階の稲作、開田、灌漑工事に伴う伐木、抜根、荒起から用水土木工事にいたるまでに欠くことの出来ないものは、鉄製農工具であったが、それが首長層の独占的領有下にあったことが推定される。かくて、このような鉄製農工具の私有は、家内奴隷の私有、開墾と定住の拡大による稲その他の剰余生産物の取得の増大とあいまって、首長層の動産私有を拡大させ、6世紀以降の首長制の部曲、および田荘という形態での新しい所有形態発展の物的基礎となったとされている。

このようなメカニズムはわが国において、古代的分割地所有＝私的所有の発展を妨げ、農業共同体の最後の国家たる律令制の国家的土地所有を形成せしめた⁵⁾。

ここにみたごとき構造のなかで、小稿でとくに注目したいのは鉄製農工具の首長層による独占的所有という点である。この段階における生産力、

軍事力のキメ手になっていたものは、鉄であろう。鉄鉱業と鉄製品流通のあり方の中に、この段階の生産力構造を見極めゆく一つのポイントがあると思われるし、わが国の古代社会のあり方とヨーロッパは構造のあり方との差異を把握するのにも一つの基礎視点を提供すると思われる。

8世紀頃における鉄の生産と流通に関しては、原島礼二の優れた研究がある⁶⁾。これに依拠して概観してみよう。古代における鉄の主要な生産地は、8世紀以前の常陸、近江、播磨、美作、出雲の6ヶ国、9世紀初頭の備後、10世紀前半の伯耆、備中、備後、美作、出雲、筑前などの5ヶ国、11世紀の能登などである。近世に入ると但馬、石見、安芸などもつけ加わるが、その分布は主として中国山脈の周辺に集中しており、史料の示す限り古代製鉄場は、山陰、山陽の二道に局限されていたとみられる。そこでの生産を担ったのは如何なる階層であろうか。8世紀の鉄生産の中心は私採にあったが、それを担ったのは、郡司階層(戸田芳実の富豪層)と推定されている。わが国の鉄生産は、タタラ製鉄であるが、これには相当量の木炭と砂鉄を必要とするので、タタラの規模は一家族の労働ないし経営によるものとは見なし難い。彼等は経済的利益よりも調庸鉄の確実な貢納によって、政治的地位をよくし、官人としての昇進の道を追求めたのであり、その労働力は、公私出挙の債務弁済不能時にとられる「役身折酬」の制などの農民の無償労働によっていたとみられる。ここで生産された鉄は、当時の流通・市場の状態をみて生産地と東国を直結する交易形態は考えられず、主に調庸の形態をとって流出したと考えられる。したがって、このようにして鉄は中央に集中され、官司や官人に鉏鉄が支給されていたのであり一般民衆の所有は疎外されていた。当時の史料によってもその価格などから一般農民は農具をあまりもっていなかったと考えられる。しかし、小古墳出土品から、上層農民は、6～8世紀に多くの鉄製農工具をすでに持っていたと推定される。かくて、一般農民と上層農民との間に鉄器所有上の差異があったことは明らかである。かく、鉄は直接的国

家独占ではないが、流通の中央集中を媒介とする首長層独占の体制の下にあったのである。

ところで、このような鉄の生産と流通のあり方は、世界的に古代社会に一般的なのであろうか。その点をヨーロッパ古典古代の鉄生産と流通のそれと対比して検討してみたい。

さて、ギリシャ・ローマの古典古代についての資料において、ギリシャについては、われわれは鉄に関して余り多くの資料を有しない。しかし、ギリシャ人が最初に歴史に登場したホメロス時代は基本的には銅の時代にあったのだが、鉄はすでに一般に使用されていたようである⁷⁾。即ちイリヤドの第2巻第833行以下に、アキレウスがかれの友パトロクロスの追悼祭に際して円盤投げの者たちに一個の鉄塊を賞品として提供しているが、それは一領地の鉄の需要を5年間満足させるだけの大きさであったのであり、20kg弱の重量であったろうとみられる。鋼のこともホメロスの詩には記されている。ホメロスの100年後、ヘジオドス(800B.C.)は、かれの時代を明白に鉄の時代と呼んでいる。ギリシャの最も主要な鉄産地はカルキス、ボエオチヤ、および工業都市コリントであった。スパルタ人は男性的自由の表徴として鉄環をつけており、鉄貨(強制的に通用せしめられた)もまた有名である。B.C. 6~5世紀にギリシャ人の文化、芸術や工業はセム人種の文化を遙かに越える水準に達していたことが明らかであるが、製鉄法については記すところ少なく、あまり明らかなない。ただアテネのラウリウム銀山は3千人の奴隷群によって採掘されていたというところから推測する外ない。ギリシャの文化の源泉が那邊にあったかは今日なお明らかなでないが⁸⁾製鉄技術としてインドからの影響は明らかなようである。インド鋼といわれ、一種の坩堝鑄鋼であるが、きわめて優れた鋼を産したのである。鉄鋼技術の歴史的淵源については検討すべき多くの問題が残されている。

ローマ帝国の形成の基礎に、すすんだ鉄器文化の存したことは明らかなである。ローマ人は製鉄技術を、エトルスカ民族から継承したといわれる⁹⁾。

エトルスカ民族は、金属技術とくに青銅鑄造技術においてすぐれていた。かれらはエルバ島において無尽蔵の鉄鉱を採掘していたといわれる。この鉱石は純粋で容易に還元しうるものなので、鉄を溶解するのに温度の低い火床で十分であったという。エルバ島には森林が乏しいので、鉄塊は対岸の大陸、ことにポプロニアに運ばれた。このPupulonとはエトルスカ名で金属の都の意味である。ローマ人は紀元前3世紀にエトルスカ人を征服し、かれらの芸術と工業とを継承した。ローマ人が世界圏を征服した武器、ことにピルム、長い鉄の穂先を持った精巧な投槍はエトルスカ人に負っている。この武器はエトルスカ人マスタルナがセルギウス・トウリウスとして紀元前578年にローマの王座についたとき、ローマへ齎らされたものであるという。ローマ人は鉄に通じていた。没落時代にいたって、金の指環がローマ市民の徽章となるまで、ローマの自由人は鉄の指環をつけていた。また、ボルセンナが紀元前507年にかれらに講和を強要したときの条件として、将来、鉄はただ農耕の目的にのみ用うべきことを強要したという。このことは、鉄が云うまでもなく、農機具に利用されていたことを物語る。さきにふれたとき、深耕可能の犁は、犁先に鋼鉄の用いられたことを推測せしめる。

ローマ人はその古代帝国主義を維持するにしては、鉄に不足していたといわれる。そこで後にはエルバ島の外に、イリリア、ノリクム(シンタイエルマルク)、パンノニヤ、ガリア、スペイン、およびイギリスなどのガリアの諸州が、かれらに不断の戦争のために必要な鉄の量を供給した。最も重要なのはノリクムの鉄山で、ユリウス・ケーザルは、北部イタリアからケルンテンとノリクムに至り遂にドナウ河畔に達する鉄路の建設に着手し、驢馬がこの上で鍛冶された鉄塊を谷へ運んだ。スペインでは帝立工場がビルゼリス、トゥリアッソやレトウム(トレド)において優秀な鋼の刀身を供給したが、この種の工場は全土に散在し、ことに以前から鉄工場のあった地点、例えば北部イタリアのマントヴァなどが存在し、どの工場も独得の

武器や農具をつくっていた。

ローマ人はその製鉄技術において、継承した古代民族のそれから質的にどれほど高めたかは疑問である。鋳夫や手工業者は奴隷であったからこの点は期待出来なかった。しかしここに述べたことがただけでも、わが国のタタラ製鉄に比して、質的かつ量的にはるかに高い鉄生産力の水準にあったことは明らかであろう。

西欧では、鉄といえば「民主的な金属」と意義づけられるごとくである。リリーの云うところを聞こう¹⁰⁾。鉄はやすいことと広く分布していることが特徴ととらえられ、B.C.1000年以前にバレスチナに鉄製のクワや犁の刃、カマ、ナイフが使用され、B.C.700年頃から鉄のオノが出来て森林を切り開き、耕地面積を拡大した。ギリシャ・ローマの農民はきわめて多種類の鉄の道具を使うようになった。そのなかにはシャベル、スパード(鋤)、フォーク(熊手)、ツルハン、マトック(ツルハン^{なすがま}の一方の刃がチョウナ状の広幅の刃になっているもの)、長柄の草刈ガマ、鉞鎌があったという。この段階で「職人の生産物は一般の人々の手に入るようになり、もはや富者の独占でなくなった。とくに職人が農民のために道具をつくり、農民がそれによって自分の仕事の能率を大いに高めることになった。こうして初めて工業と農業のあいだの釣合のとれた関係が生じ、以前のような、農業は職人に食物をあたえるが職人の生産物は主に少数の選ばれた人たちにいってしまうという一方的な関係ではなくなった。」¹¹⁾ 古典古代の手工業者と農民(分割地農民?)との関係について、更に詳しい資料のほしいところであるが、寡聞にして入手しえない。このリリーの云うところの両者の関係はわが国のそれと比較して全く異なることを知る。

鉄の利用の一般化した段階「こういう経済のもとでは青銅器時代よりも多くの人々が経済的に自立していた。すでにみたように青銅は、少数の貴族階級への経済力の集中と、したがってまた政治権力の集中を意味していた。ところが鉄は、ずっと大勢の人間が良質の道具や武器をもてるようにし、貴族の保護を受けない自立した多数の職人と

商人の階級を生み出したことによって、経済的平等の拡大と経済力の分散をもたらした。必然的にこのことは、これに対応した性質の政治的变化をもたらさずにはおかなかった。鉄器時代の2~3世紀に社会の民主化がしだいに進み(貴族階級からの猛烈な抵抗がないわけではなかったが)、ついに紀元前450年までにアテナイは、全く商業に依存する国となり、これにともなう、市民(婦人と奴隷と外来人を除く)の権利のあいだに法律上の差異が事実上全く存在しない国家体制を獲得した。」¹²⁾ ここで述べられているのはアテナイの民主主義についてである。アテナイはB.C.450年頃には、穀物の基本的必要量を自給出来ず輸入でまかなうようになっており、特殊農産物(オリーブ、オリーブ油、ぶどう酒)と鋳工業製品(陶器、武器等々)を輸出していた。

ここにみられるような、鉄の独占の排除、職人、農民の経済的自立(古代的分割地所有の形成)政治的民主主義の獲得は、西欧社会の発展系列の原型といえよう。ここでは鉄は民主的な金属と位置づけられる。これと対比するとわが国における鉄は専制的な金属であり、ここに西欧型との発展系列の違いを感じしめるのである。

注 (1) 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、1971年、353頁。

(2) 鬼頭清明「八世紀の社会構成史的特質——首長制論をめぐって——」『日本史研究』172号、1976年10月、など参照。

(3) 石母田正『前掲書』328頁。

(4) 同上書、292頁。

(5) 塩沢君夫『古代専制国家の構造』(増補版)御茶の水書房、1962年。

(6) 原島礼二「八世紀における鉄の生産と流通」『日本古代社会の基礎構造』未来社、1968年。

(7) Otto Johannsen “Geschichte des Eisens” Düsseldorf, 1925, (三谷耕作訳『鉄の歴史』慶応書房1925年)。

(8) 伊藤貞夫「古典期のポリス社会とその変質」『世歴史』古代2、岩波書店、1973年。

(9) O. Johannsen, 同上書(三谷訳)21頁。

(10) Samuel Lilley “Men Machines and History” 1965, (伊藤新一外訳『人類と機械の歴史』岩波書店

1968年) 第1部第3章。

(11) S. Lilley, (同上書, 伊藤外訳) 32頁。

(12) 同上書，37～38頁。

む す び

上述のごとく、わが国においては鉄は「専制的な金属」であり、こういう条件の下においては、私的所有を展開せしめず、古代の分割地所有の形成や労働奴隷制的な展開を阻止することになったと思われる。他面、鋤と鋤主軸の農法は、水田一圃連作制の因となり果となっていると思われる。水田は、湿地状態においては土壌がやわらかく、鋤での耕耘に適する。畑状態では、土壌が固くなりかつ、耕地面積の広さも要求されて能率的な労働手段が要求される。輪作欠如、一圃連作形態は労働手段低位と結びついていよう。

律令制の国家的土地所有(アジアの共同体首長の土地・鉄の階級的独占の体制)は一面では集積された労働力・労働手段を以て、河川灌漑を可能ならしめ、耕地開墾を進めた。しかし他面では、世帯の自立化と、ヒエラルヒックな共同体再編の相互依存的循環構造を定型化し、私的所有・分割地所有の展開・大経営化を抑止し、犁耕未展開、鋤・鍬水田一圃連作・零細農耕形態のアジア的發展系列を方向づけた。日本農耕制、したがってまた日本社会の歴史的基盤がここにおかれたのであり、以後、中世に入って私有化が進んでも、この構造の枠組の中におしこめられ、極論すれば戦後段階にいたるまで底辺に継承せしめられているのである。

このような発展系列を世界史的にどう位置づけるかはむづかしい問題である。かつて Marx は、

「西方の運動では私的所有の一つの形態への転化が課題」だが、ロシアの農民にあっては「彼らの共同所有が私的所有に転化されなければならない」として、「この共同体がロシアの社会的再生の支点だと確信する」と述べた（「ヴェエラ・ザスリッチへの手紙」1881年）。西欧型の発展系列と異なった形態の展開への示唆は Marx が分割地所有を論じたところにもみられる。すなわち、自営農民の自由な分割地所有という形態が、古典的古代の最良の時代の社会の経済的基礎をなすと共に、封建的土地所有の解消から生じる諸形態の一つとして見出されるとして、イギリス、スウェーデン、フランスや西ドイツの農民をあげ、これに対し、植民地については、独立農民は別の諸条件のもとで発展すると述べている（“Das Kapital” BdⅢ.）。

社会の発展において原始共同体、奴隷制、封建制、資本制という基本的発展段階の普遍性は貫徹しつつ、その形態においては、農法、土地所有形態において、一定の特殊性があり、それが、社会発展の歴史的基盤を異にさせている。

農法に着眼するとき、同じアジアでも、中国と我が国とで相当に相違することも感じさせる。中国では古代《齊民要術》農法において、一種長床犁での犁耕体系の形成があったとみられる。日本ではそれが中世で一定の展開をみせたが定型化せず、近世では、鋤、鎌の農法であり、水田一圃的である。只分割地所有欠如の構造において等しいのではあるが……。こうした点、こんごに検討すべき多くの課題があり、本稿は一つの手がかりとして若干の論点を提示したに止まる。

(1977. 6. 40 稿)